

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文（抄） 目次

○	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）（第一条関係）	1
○	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第二条関係）	2
○	公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）（抄）（第三条関係）	3
○	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（第四条第一号関係）	4
○	地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第四条第二号関係）	5
○	日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（第四条第三号関係）	6
○	社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（抄）（第四条第四号関係）	7
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第四条第五号関係）	8
○	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第四条第六号関係）	9
○	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第四条第七号関係）	10
○	独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第四条第八号関係）	11
○	独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第四条第九号関係）	12
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第四条第十号関係）	13
○	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（抄）（第五条関係）	14
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第六条関係）	15

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令 （空気調和設備等）</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 （空気調和設備等）</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p>

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第二条関係）
（略）

○ 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）（抄）（第三条関係）
（略）

○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（第四条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜二十五（略）</p> <p>二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十七〜三十六（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜二十五（略）</p> <p>二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十七〜三十六（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第四条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十三〇三十二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十三〇三十二（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（第四条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第七号まで、第十三号、第十八号及び第二十号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜十九（略）</p> <p>二十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十一〜二十八（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第七号まで、第十三号、第十八号及び第二十号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜十九（略）</p> <p>二十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十一〜二十八（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（抄）（第四条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行							
2 6 （略）	<p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	2 6 （略）	<p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td> <p>一 （略）</p> <p>二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		名称	所掌事務	（略）	<p>一 （略）</p> <p>二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td> <p>一 （略）</p> <p>二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務
名称	所掌事務								
（略）	<p>一 （略）</p> <p>二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>								
名称	所掌事務								
（略）	<p>一 （略）</p> <p>二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>								

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第四条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 第二十四条（略）</p> <p>二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十六 第三十三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 第二十四条（略）</p> <p>二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十六 第三十三（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第四条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十三 （略） 二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで 二十五～三十四 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十三 （略） 二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで 二十五～三十四 （略） 2 （略）</p>

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第四条第七号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>四十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>四十六 六十一（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>四十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>四十六 六十一（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第四条第八号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十四 （略）</p> <p>二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十六・二十七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十四 （略）</p> <p>二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十六・二十七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第四条第九号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～三十二（略） 三十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで 三十四～四十三（略） 2（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～三十二（略） 三十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで 三十四～四十三（略） 2（略）</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）（第四条第十号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〜二十五 （略） 二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで 二十七〜三十五 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〜二十五 （略） 二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで 二十七〜三十五 （略） 2 （略）</p>

○ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第一百五十八号）（抄）（第五条関係）
（略）

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（参事官の職務） 第二百一条の二 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>こと</u>。</p>	<p>（参事官の職務） 第二百一条の二 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>こと</u>。</p>